

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～気づいたら 支えて 知らせて 見守って～

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。

子どもを虐待から守るためには、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。そして、それができるのは「地域の皆さん」と「関係機関」の連携です。

皆さんの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに最寄りの市の窓口や児童相談所に連絡(通告)してください。また、連絡した人が特定されないよう、秘密は守られます。皆さんの積極的な行動が、子どもを虐待から守ります。

児童虐待とは・・・

○身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、熱湯をかける、
たばこの火を押し付ける、おぼれさせるなど

○性的虐待

性的行為を強要する、ポルノの被写体にするなど

○保護・養育の怠慢・拒否(ネグレクト)

食事を与えない、ひどく不潔のままにする、
自動車や家に置き去りにする、家に閉じこめるなど

○心理的虐待

「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」など
ひどい言葉で傷つける、無視する、兄弟で差別するなど

これも児童虐待にあたります

- ・保護者以外の同居人による虐待を放置すること。
(ネグレクトにあたります)
- ・子どもの目の前で配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を行うこと。

児童虐待を未然に防ぐために

*現在、子育て中の人は、ひとりで悩まないで相談を！！

子育てが不安だったり、負担だと思われたときは、周囲の方や相談機関に助けを求めることが大切です。人に助けを求める「勇気」を持ちましょう。

*周囲の人は・・・

育児不安に悩む親の相談相手になったり、孤立を防ぐためにあいさつや手伝いをするなど、手をさしのべてください。親のネットワークを広げていけば、子育てへの支援が増え、親の負担も軽くなってきます。

虐待が疑われたら、すぐに連絡を！！(秘密は厳守されます)

福祉事務所地域福祉課、西有家住民センター・各総合支所の市民課、
またはお近くの民生委員・児童委員へご連絡ください。

子どもを虐待から守るための5か条

①「おかしい」と思ったら迷わず通告

通告は義務であり権利です。

②「しつけのつもり・・・」は言い訳

子どもの立場で判断しましょう。

③ひとりで抱え込まない

「助けを求める」「相談する」など、あなたに
できることから、すぐに実行しましょう。

④親の立場よりも子どもの立場を

子どもの命が最優先です。

⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

特別なことはありません。



お問い合わせ・連絡先
福祉事務所地域福祉課
TEL050-3381-5051

または 各総合支所 市民課 まで
深江支所 TEL050-3381-5121
布津支所 TEL050-3381-5131
有家支所 TEL050-3381-5141
西有家住民センター TEL050-3381-5151
北有馬支所 TEL050-3381-5161
南有馬支所 TEL050-3381-5171
口之津支所 TEL050-3381-5181
加津佐支所 TEL050-3381-5191

子ども・家庭110番(長崎県中央児童相談所)
TEL095-844-6166

平成19年度 南島原市立幼稚園の園児を募集します

南島原市では、平成19年度南島原市立幼稚園の入園児を募集いたします。

入園手数料 および 保育料

入園手数料(入園時のみ) 1,000円

保育料(月額) 4,000円



入園手続

詳しくは、市のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.city.minamishimabara.lg.jp>

→ 市民情報 ■暮らしの便利帳 → ■教育 → ■幼稚園

入園を希望される人は、各幼稚園および南島原市教育委員会各地域事務所(旧各町教育委員会)にある「入園願」に必要事項を記入・押印の上、各幼稚園に提出してください。

お問い合わせ 南島原市教育委員会学校教育課 TEL050-3381-5081

保育士登録はお済みですか？

児童福祉法の改正により、保育士として業務を行っている人は、平成18年11月28日までに都道府県知事に登録する必要があります。

今後保育士として業務を行おうと考えている人は、業務に就くまでに登録をしておく必要があります。(保育士登録をしなくても保育士資格を失うことはありません。)

※申請書類の受付から登録手続きが済むまで3カ月程度かかりますので、早めに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

申請方法

はじめに登録事務処理センターから「保育士登録の手引き」を取り寄せる必要があります。
手引きの記入方法に従い必要書類に記載し提出書類を添えて、申請してください。

保育士登録申請書類のお問い合わせ及び申請先

登録事務処理センター ☎03-5485-3150

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)

お問い合わせ 福祉事務所 地域福祉課 児童家庭班 TEL050-3381-5051

